

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示  
建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前条第2項第2号の規定により、<u>資格審査を受けることができなかった者で、県税等を納付した者</u></p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第3条第2項第3号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前条第2項第2号の規定により資格審査を受けることができなかった者で、<u>県税等を納付したもの</u></p> <p><u>(7) 前条第2項第3号の規定により資格審査を受けることができなかった者で、関係機関に届出を行ったもの</u></p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第3条第2項第4号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和2年1月10日から施行する。